

沖縄県指定佐手鳥獣保護区

更新計画書

平成 27 年 11 月 1 日

沖縄県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

佐手鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県国頭郡国頭村所在国有林佐手事業区 62 林班イ小班の一部の区域並びに民有地 33 林班い1、ろ3、ろ4 及びろ5 の各小班、34 林班い1、い2、い3、い4、ろ1、ろ2 及びろ3 の各小班的区域

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成 27 年 11 月 1 日から平成 47 年 10 月 31 日まで (20 年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄県国頭郡国頭村字佐手集落の東部約 2 km に位置し、佐手川を北の境界とし、中央に佐手与那林道、南側に県道 2 号与那安田横断線が東西に通っており、東側には照首山が区域外に存在する。また、当該区域内は、ほぼ全域がイタジイ林となっている。

このような自然環境を反映して、国指定特別天然記念物のノグチゲラを始め、国指定天然記念物のヤンバルクイナやホントウアカヒゲなど希少な鳥類が生息している。

このように、当該区域は沖縄島北部地域固有の希少な鳥獣の生息地として良好な自然環境を有していることから、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

なお、当該区域は、昭和 40 年に琉球政府指定の鳥獣保護区に設定され、その後、昭和 60 年、平成 7 年及び平成 17 年に更新されている。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 更新の理由

当該区域はノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲなど森林性の希少な鳥類の生息地となっていることから、これらの鳥獣の保護繁殖を図るため。

4 更新する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 158 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 158 ha

農耕地 - ha

水 面 - ha

その他 - ha

イ 所有者別内訳

国有地 58 ha

国有林	{	林野庁所管	58 ha	{	制限林	58 ha
		他所管	- ha		普通林	- ha
国有林以外の国有地	{		- ha			

地方公共団体有地	70 ha	{	都道府県有地	- ha
			市町村有地等	70 ha
私有地等	30 ha			
公有水面	- ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 - ha

自然公園法による地域 - ha

文化財保護法による地域 - ha

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県国頭郡国頭村佐手の東部約 2 km に位置し、佐手川を北の境界線とし、中央に佐手与那林道、南側に県道 2 号与那安田横断線が東西に通っており、東側には照首山が区域外に存在する。

イ 地形、地質等

当該区域の地形分類は、概ね山地一般斜面であり、山地急斜面が混在する。

表層土壌は、乾性黄色土壌、適潤性黄色土壌が混在し、表層地質は、嘉陽層砂岩、粘板岩互層（始新世～白亜紀）となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、主にヤブツバキクラス域自然植生でリュウキュウアオキ・スダジイ群落が占めており、ヤブツバキクラス域代償植生のチガヤスキ群落、シイ・カシ萌芽群落が所々確認される。

エ 動物相の概要

当該区域では、これまで国指定特別天然記念物のノグチゲラを始め、国指定天然記念物のヤンバルクイナやホントウアカヒゲなど、希少な鳥類が確認されている。また国指定天然記念物のケナガネズミを始めとする希少なほ乳類も確認されている。

平成 26 年度の現地調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり、鳥類 10 科 16 種であり、哺乳類は 3 科 4 種である。

(2) 生息する鳥獣類 (平成 26 年度調査結果)

ア 鳥類

目	科	種名	種の指定等
タカ目	タカ科	サシバ	V U
ツル目	クイナ科	ヤンバルクイナ	国天、C R 国内希少
ハト目	ハト科	カラスバト ズアカアオバト キジバト	国天、N T
キツツキ目	キツツキ科	ノグチゲラ リュウキュウコゲラ	特天、C R 国内希少
スズメ目	サンショウクイ科	リュウキュウサンショウクイ	
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	
	ツグミ科	ホントウアカヒゲ	国天、E N 国内希少
		シロハラ	
		マミチャジナイ	
	ウグイス科	ウグイス	
	シジュウカラ科	ヤマガラ シジュウカラ	
	メジロ科	メジロ	
合計	5 目	10 科	16 種

イ 哺乳類

目	科	種名	種の指定等
コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ s p . ヒナコウモリ s p .	
ウシ目	イノシシ科	リュウキュウイノシシ	
ネズミ目	ネズミ科	ケナガネズミ	国天、E N
合計	3 目	3 科	4 種

(注)

- 鳥獣の目・科・種 (和名) 及び配列は、日本野生鳥獣目録 (2002 年 7 月、環境省自然環境局野生生物課) に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
国天：国指定天然記念物 特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)

レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)

CR:絶滅危惧 A類、EN:絶滅危惧 B類、VU:絶滅危惧 類

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少種

特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物

- 3 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

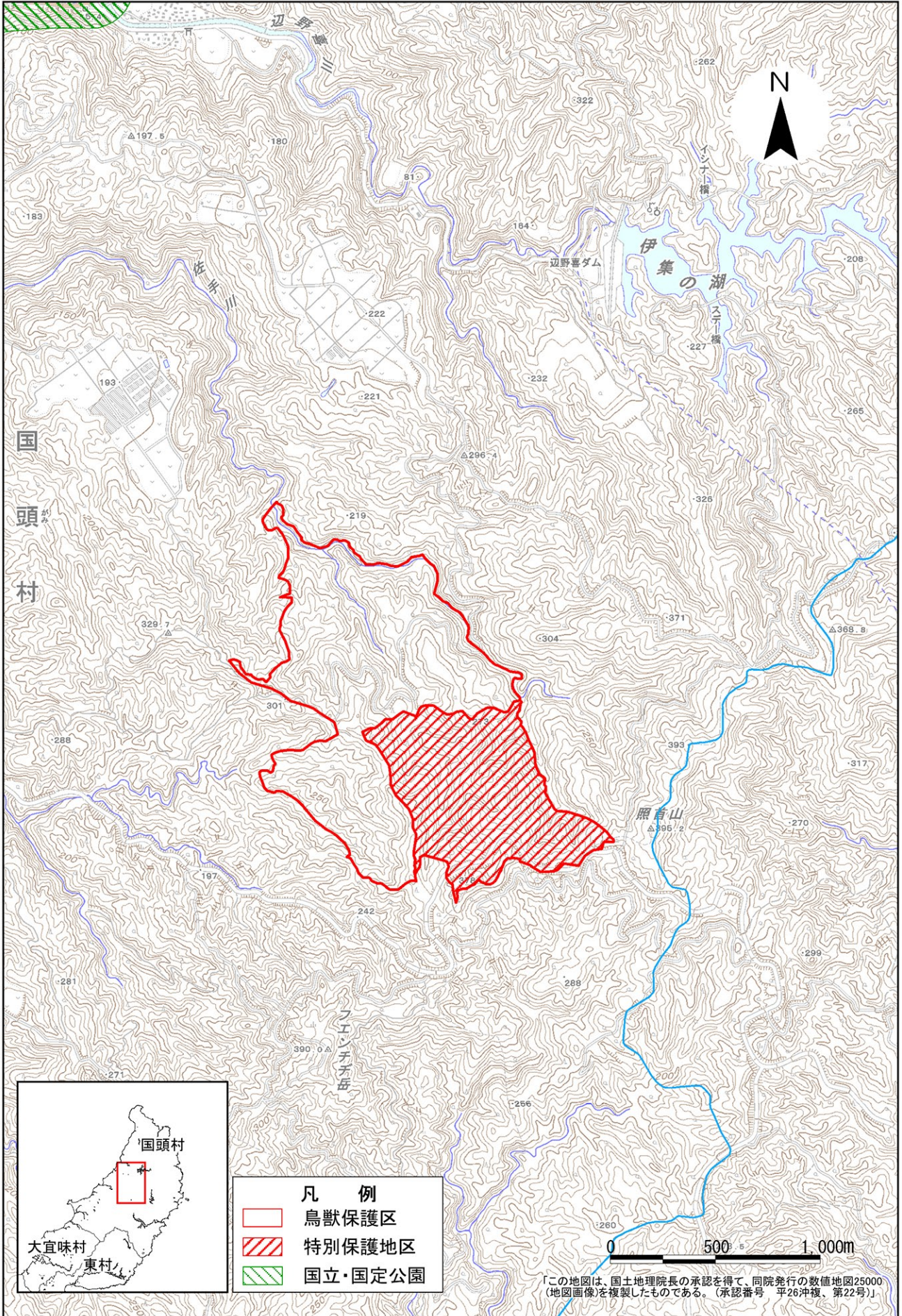
- 7 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

鳥獣保護区制札 2 本

沖縄県指定 佐手鳥獣保護区及び同特別保護地区位置図



沖縄県指定佐手鳥獣保護区及び同特別保護地区区域図



沖縄県指定佐手鳥獣保護区区域説明図

